

小規模な飲食店等に対する消火器の設置が 2019年10月1日から義務化されます

改正前

延べ面積 150 m² (木造の場合は延べ面積 100 m²) 以上の飲食店等に消火器の設置が必要

改正後 (2019年10月1日から)

原則として、延べ面積に関わらず飲食店等に消火器の設置を義務付け

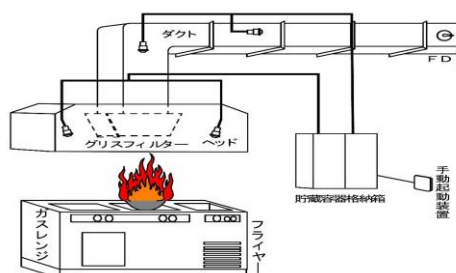


ただし、次の設備・器具を使用する場合は、消火器設置の必要はありません。

火を使用する設備・器具に調理油過熱防止装置 (Si センサー) を設けた場合



火を使用する設備・器具に自動消火装置を設けた場合



圧力感知安全装置付きのカセットコンロのみで調理を行う場合



火を使用する設備・器具を設けていない場合 (IHコンロのみの場合など)



【消火器の点検について】

設置が義務付けられた消火器は、6か月ごとに点検し、その結果を年に1回所定の様式で消防機関に報告が必要です。なお、点検報告の書類作成には、総務省消防庁提供のスマートフォンアプリ「消火器点検アプリ試行版」をご利用ください。「Google Play」や「App Store」などでダウンロードが可能です。



アプリはURLまたはQRコードからダウンロードできます。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/syokaki_tenken_app.html

【問い合わせ先】

□福島市消防本部予防課 TEL024-534-9103
 □福島消防署予防係 TEL024-534-9105
 □福島消防署清水分署 TEL024-557-5415
 □福島消防署西出張所 TEL024-591-4628

□飯坂消防署予防係 TEL024-542-2986
 □飯坂消防署東出張所 TEL024-553-7796
 □福島南消防署予防係 TEL024-547-3119
 □福島南消防署信夫分署 TEL024-593-1900
 □福島南消防署杉妻出張所 TEL024-546-2910